



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
5 月 13 日
第 613 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 告 示

木材業者および製材業者の登録（びわ湖材流通推進課）..... 1

児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）..... 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）..... 2

道路区域の変更（道路保全課）..... 3

道路の供用開始（道路保全課）..... 3

○ 公 告

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告（農政課）..... 3

公共測量終了公告（用地事業支援課）..... 5

都市計画変更案縦覧公告（都市計画課）..... 5

一般競争入札の公告（警察本部会計課）..... 5

落札者決定の公告（びわこポートレース局）..... 9

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（湖東）..... 9

○ 県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告（中部）..... 9

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告（大津・南部）..... 10

土地改良区定款変更認可公告（大津・南部）..... 10

○ 病 院 事 業 庁 告 示

病院事業の業務に係る公金の収納事務の委託..... 11

告 示

滋賀県告示第188号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例（昭和29年滋賀県条例第66号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、木材業者および製材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課および滋賀県西部・南部森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。

令和 7 年 5 月 13 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

地 方 機関名	木 材 業 者		製 材 業 者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
西部・南部森林整備事務所	大津市葛川中村町501番地	田辺造林株式会社 代表取締役 有田満弘	大津市大江六丁目40-24	株式会社安土興業 代表取締役 安土晴久
	大津市松本一丁目2番1号	一般社団法人滋賀県造林公社 理事長 三日月大造		

	大津市枝三丁目5番1号	株式会社Woods Lab 代表取締役 田中崇弘		
--	-------------	-----------------------------	--	--

滋賀県告示第189号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和7年5月13日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
りんごの木彦根本校	彦根市橋向町37-1	アップルリーフ合同会社	彦根市日夏町3729番地27	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和7.5.1	2550200436
ライフサポート「ナナ」	守山市洲本町1388番地	有限会社ビジネスサポート	守山市洲本町1388番地	児童発達支援	令和7.5.1	2550700112

滋賀県告示第190号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年5月13日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
長浜ワークスタジオカナエル	長浜市大成亥町1270-1	株式会社ELU	長浜市木之本町黒田241-28	就労継続支援B型	令和7.4.1	2510300896
ネクストフィールド	守山市二町町30-105	フィールドデザイン合同会社	守山市二町町30-105	就労継続支援B型	令和7.4.1	2510700749
Tomorrow is a new day	守山市杉江町413杉江ビル1F	Let it be 合同会社	大津市清風町4-4	就労継続支援B型	令和7.4.1	2510700756
しがなんれん作業所	栗東市目川1070番地シャトルハルタ104号	特定非営利活動法人きずな	栗東市目川1070番地シャトルハルタ104号	生活介護 就労継続支援B型	令和7.4.1	2511200442
ELIANTO	高島市今津町今津1688	ELIANTO株式会社	湖南市岩根中央三丁目18番地	就労継続支援A型	令和7.4.1	2512200458
就労継続支援B型わーくる夢	高島市今津町桜町二丁目3-5	社会福祉法人ゆたか会	高島市今津町南新保87-15	就労継続支援B型	令和7.4.1	2512200466
ゆかいな家	彦根市極楽寺町596	社会福祉法人喜創会	彦根市極楽寺町596	共同生活援助	令和7.4.1	2520200268
ホームやま	東近江市市山上	社会福祉法人	東近江市市林田	共同生活援助	令和7.4.1	2520500410

かみ	町3718－3	八身福祉会	町1895			
せきれい	湖南市石部南 七丁目 9 番22 号	特定非営利活 動法人ことり の	湖南市石部南 六丁目 1 番25 号	共同生活援助	令和 7 . 4 . 1	2522300157

滋賀県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。
この関係図面は、令和 7 年 5 月13日から令和 7 年 5 月27日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和 7 年 5 月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県道	栗東信楽線	栗東市荒張字穴口1743番地先 から 栗東市荒張字穴口1718番地先 まで	変更後	最小 10.5m ゝ 最大 14.2m	81.4m	工事用迂回路 設置に伴う道 路区域の変更
				最小 9.0m ゝ 最大 15.4m	101.6m	
			変更前	最小 9.0m ゝ 最大 15.4m	101.6m	

滋賀県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
この関係図面は、令和 7 年 5 月13日から令和 7 年 5 月27日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和 7 年 5 月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
栗東信楽線	栗東市荒張字穴口1743番地先から 栗東市荒張字穴口1718番地先まで	令和 7 . 5 . 16	L＝81.4m

公 告

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 2 項において読み替えて準用する同法第39条第 1 項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定する裁定をしたので、同法第41条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和7年5月13日

滋賀県知事 三日月 大造

1 農地の所在等

- (1) 所在および地番 彦根市金沢町字松田2054番
- (2) 地目 田
- (3) 面積 1,172㎡

2 利用権の内容等

- (1) 内容 賃貸借
- (2) 始期 令和7年6月1日
- (3) 存続期間 5年1か月
- (4) 借賃に相当する補償金の額 16,115円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 岸田英嗣 大津市松本一丁目2番20号

4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。

5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付 農地の所有者等は、大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年5月13日

滋賀県知事 三日月 大造

1 農地の所在等

- (1) 所在および地番 犬上郡甲良町大字尼子字位田2744
- (2) 地目 田
- (3) 面積 3,159㎡

2 利用権の内容等

- (1) 内容 賃貸借
- (2) 始期 令和7年6月1日
- (3) 存続期間 5年1か月
- (4) 借賃に相当する補償金の額 157,950円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 岸田英嗣 大津市松本一丁目2番20号

4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。

5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付 農地の所有者等は、大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年5月13日

滋賀県知事 三日月 大造

1 農地の所在等

- (1) 所在および地番 犬上郡甲良町大字尼子字二町田2634および犬上郡甲良町大字尼子字古屋2509
- (2) 地目 田
- (3) 面積 1,777㎡および3,328㎡

2 利用権の内容等

- (1) 内容 賃貸借

- (2) 始期 令和 7 年 6 月 1 日
- (3) 存続期間 5 年 1 か月
- (4) 借賃に相当する補償金の額 255,250 円
- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 岸田英嗣 大津市松本一丁目 2 番 20 号
- 4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。
- 5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。
- 6 補償金の還付 農地の所有者等は大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

公共測量終了公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和 7 年 5 月 13 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（水準測量）
- 2 作業の地域 高島市今津町深清水
- 3 作業の終了日 令和 7 年 2 月 28 日

公共測量終了公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、米原市長 角田 航也から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和 7 年 5 月 13 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業の地域 米原市全域
- 3 作業の終了日 令和 7 年 3 月 26 日

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条の規定に基づき大津湖南都市計画道路を次のとおり変更しようとするので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 13 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 大津湖南都市計画道路 3・3・14 号 片岡栗東線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 守山市勝部五丁目から守山市千代町まで
- 3 都市計画の案の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

守山市都市経済部都市計画・交通政策課 守山市吉身二丁目 5 番 22 号

なお、令和 7 年 5 月 13 日から令和 7 年 5 月 27 日までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/332508.html>)でも閲覧することができる。

- 4 縦覧期間 令和 7 年 5 月 13 日から令和 7 年 5 月 27 日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

一般競争入札の公告

Microsoft Office ライセンスの調達について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 13 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 物品名および数量 Microsoft Officeライセンス 一式。詳細は入札説明書による。
- (2) 物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 使用期間
ア 令和7年9月2日(火)から令和12年3月31日(日)まで
イ 令和8年10月1日(木)から令和12年3月31日(日)まで

- (4) 借入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和7年滋賀県告示第20号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。
ア 営業種目 大分類:物品 中分類:電子計算機・周辺機器
イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等の提出の要否 不要

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線2263)
- (2) 契約条項を示す期間 令和7年5月13日(火)から同年6月16日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までおよび同月17日(火)の午前9時から午前10時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期限 令和7年6月17日(火)午前10時まで
- (6) 入札書の提出方法
ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。
イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。
ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。
- (7) 開札の日時および場所 令和7年6月17日(火)午前10時30分 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。
- (2) 入札金額は、使用料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則

の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、受任者が承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年滋賀県告示第 80 号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(5) この入札は、滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年滋賀県条例第 55 号）に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は 5 年間とするが、議会の承認による債務負担行為を設定していないので、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することとなる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Property and quantity of the product procured : Microsoft Office license, 1 set

(2) Deadline for tender : 10:00, June 17, 2025

(3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231 (Extension 2263)

一般競争入札の公告

A I - O C R 機器等の賃貸借について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 13 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 入札に付する事項

(1) 借入物品名および数量 A I - O C R 機器等（搬入等を含む。） 一式

(2) 借入物品の仕様等 仕様書による。

(3) 借入期間 令和 7 年 11 月 1 日（土）から令和 12 年 10 月 31 日（木）まで

(4) 借入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等（令和 7 年滋賀県告示第 20 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類：役務 中分類：リース・レンタル

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書、機器等・役務リストおよび過去5年以内の導入実績を証する書類の写し

(2) 提出期限 令和7年6月9日(月)午後5時まで

(3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線2263)

(2) 契約条項を示す期間 令和7年5月13日(火)から同年7月22日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時までおよび同月23日(水)の午前9時から午前10時まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の受領期限 令和7年7月23日(水)午前10時まで

(6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和7年7月23日(水)午前10時30分 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。

(2) 入札金額は、総貸賃借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、受任者が承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年滋賀県告示第 80 号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (3) Nature and quantity of the products to be leased : AI-OCR equipment (including delivery, etc.) 1 set
- (4) Deadline for tender : 10:00, July 23, 2025
- (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231 (Extension 2263)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 13 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和 7 年度ボートレースびわこ公式 Y o u T u b e チャンネルライブ配信業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部びわこボートレース局 大津市茶が崎 1 番 1 号 電話 077-522-1122
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年 3 月 24 日（月）
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社日刊スポーツ NEWS 代表取締役 高田誠 東京都中央区築地三丁目 5 番 10 号
- 5 落札金額 181,527,462 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和 7 年 2 月 4 日（火）

健 康 福 祉 事 務 所 告 示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法第 53 条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和 7 年 5 月 13 日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平 野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
みどりや訪問看護ステーション彦根	彦根市肥田町 1013-2	株式会社ミドリヤ 代表取締役 藤井大輔	京都府京都市下京区四条通寺町入御旅町 17 番地	訪問看護 介護予防訪問看護	2560290237	令和 7. 4. 30

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和7年5月13日

滋賀県中部県税事務所長 山 本 義 宜

業 種	記 号 ・ 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名（名称）	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第9297178号	令和9.3.31	近江八幡市北津田町639 辻武男	令和7.4.28

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、伊香立土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和7年5月13日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑 中 隆 行

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	我 谷 宏	大津市伊香立生津町313番地
〃	徳 本 勉	同 所323番地
〃	平 田 岩 男	同 所121番地
〃	大 角 勝 彦	同 所436番地
〃	辻 本 喜 市 郎	同 市伊香立向在地町796番地 1
〃	河 合 吉 彦	同 所769番地
〃	河 合 修 司	同 所750番地
〃	西 定右衛門	同 市伊香立上在地町217番地
〃	木 村 一 也	同 所219番地
監 事	伊 勢 田 信 夫	同 市伊香立生津町465番地
〃	入 口 生 美 雄	同 市伊香立上在地町175番地
〃	辻 本 初 仁	同 市伊香立向在地町884番地
〃	中 村 長 七	同 市伊香立上在地町201番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	徳 本 勉	大津市伊香立生津町323番地
〃	平 田 岩 男	同 所121番地
〃	大 角 勝 彦	同 所436番地
〃	林 田 信 義	同 所393番地
〃	河 合 修 司	同 市伊香立向在地町750番地
〃	河 合 吉 彦	同 所769番地
〃	辻 本 初 仁	同 所884番地
〃	木 村 光 男	同 市伊香立上在地町205番地
〃	木 村 一 也	同 所219番地
監 事	入 口 生 美 雄	同 所175番地
〃	伊 勢 田 信 夫	同 市伊香立生津町465番地
〃	辻 本 喜 市 郎	同 市伊香立向在地町796番地 1
〃	我 谷 江 美 子	同 市伊香立生津町445番地

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、仰木中央土地改良区の定款の変更は、令和7年4月25日に認可した。

令和 7 年 5 月 13 日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑 中 隆 行

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、関津土地改良区の定款の変更は、令和 7 年 4 月 28日に認可した。

令和 7 年 5 月 13 日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑 中 隆 行

病 院 事 業 庁 告 示

滋賀県病院事業庁告示第 4 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 第 1 項の規定に基づき、病院事業の業務に係る公金の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和 7 年 5 月 13 日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

- 1 当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称 株式会社セラム
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 愛知県名古屋市中区大曾根一丁目26番23号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県立総合病院および滋賀県立精神医療センターの外来患者および入院患者の料金収納事務
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和 7 年 3 月 31 日

